

令和8年（2026年）7月31日をもって

介護保険居宅サービス利用者負担額減額（免除）認定証

の交付を終了させていただきます。

- 今後稼働予定の地方公共団体システム標準化に伴い、以下のとおり支払方法が変更となります。

1 「介護保険居宅サービス利用者負担額軽減制度」の支払方法について

受領委任払い

終了

認定証を提示することで、事業所に軽減された自己負担分のみを支払う方法

償還払い

継続

一旦、事業所に1割負担分全額を支払い、後日市から軽減分が振り込まれる方法

2 「介護保険居宅サービス利用者負担額減額（免除）認定証」について

受領委任払いの終了に伴い、認定証の交付も終了させていただきます。

3 サービスの継続について

介護保険居宅サービス利用者負担額軽減制度の償還払いの支払いは、引き続き継続となります。
このため、本制度の対象となる方の負担割合に変更はありません。

4 今後のスケジュールについて

令和8年（2026年）7月31日までは受領委任払いが可能です。

令和8年（2026年）8月1日以降は償還払いのみとなります。

令和8年（2026年）7月31日

受領委任払い

受領委任払い終了
認定証交付終了

地方公共団体
システム標準化

償還払い

継続